

刊行物公知の範囲

～製品使用説明書に基づく現有技術の抗弁～

中国知的財産権訴訟判例解説（第55回）

ティッセンクルップ空港システム（中山）有限公司
再審申請人（一審被告、二審上诉人）

中国国際海運コンテナ（グループ）株式有限公司
深セン中集天達空港設備有限公司
被申請人（一審原告、二審被上诉人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国特許訴訟においては特許無効の抗弁は認められていないが、イ号製品が出願日前に既に公知となっていることを根拠とした現有技術の抗弁が認められている（専利法第62条）。

本事件では、中国外の空港に納品された製品使用説明書が専利法上の出版物に該当するか否かが争点となった。

中級人民法院¹及び高級人民法院²は共に出版物に該当しないと判断したが、最高人民法院は守秘義務も課されていないことから専利法上の出版物に該当し、現有技術の抗弁を認める判決をなした³。

2. 背景

(1) 特許の内容

深セン中集天達空港設備有限公司は、"搭乗ブリッジ補助サポート装置及び該装置を有する搭乗ブリッジと、その制御方法"と称する発明特許権を所有している。特許番号は番号ZL200410004652.9（以下、652特許という）である。

1 広東省広州市中級人民法院判決（2011）穗中法民三初字第107号

2 広東省高級人民法院判決（2013）粵高法民三終字第38号

3 最高人民法院2016年10月10日判決（2016）最高法民再179号